

薬生食輸発1128第3号  
平成30年11月28日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
( 公 印 省 略 )

「平成30年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第2号（最終改正：平成30年11月19日付け薬生食輸発1119第1号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところである。

今般、放射線照射された食品の検知法が改正されたことから、モニタリング通知の別添を下記1、2、3及び4のとおり改正し、別紙のとおりとするので、御了知の上、対応方よろしく願います。

記

1. 「Ⅱ 畜水産食品のモニタリング検査実施要領」の「2 検査項目、検査件数」「(1) 畜水産食品（一般）」「エ. 放射線照射」の

「放射線照射された食品の検知法について」（平成19年7月6日付け食安発0706002号。最終改正：平成24年9月10日付け食安発0910第2号）

を

「放射線照射された食品の検知法について」（平成19年7月6日付け食安発0706002号。最終改正：平成30年11月28日付け生食発1128第4号）

に改める。

2. 「Ⅲ 農産食品のモニタリング検査実施要領」の「2 検査項目、検査件数」「(1) 農産食品 (一般)」「エ. 放射線照射」の

「放射線照射された食品の検知法について」(平成19年7月6日付け食安発0706002号。最終改正：平成24年9月10日付け食安発0910第2号)

を

「放射線照射された食品の検知法について」(平成19年7月6日付け食安発0706002号。最終改正：平成30年11月28日付け生食発1128第4号)

に改める。

3. 「Ⅳ－Ⅶ 放射線照射」の「1 対象食品等」「(1) 畜産物、水産物及び農産物」及び「2 検査方法」「(2) 試験方法」の

「放射線照射された食品の検知法について」(平成19年7月6日付け食安発0706002号。最終改正：平成24年9月10日付け食安発0910第2号)

を

「放射線照射された食品の検知法について」(平成19年7月6日付け食安発0706002号。最終改正：平成30年11月28日付け生食発1128第4号)

に改める。

4. 「Ⅳ－Ⅶ 放射線照射」の「1 対象食品等」「(2) 検査項目及び検査件数」に、

「なお、スピルリナについては、検査件数を10件とする。」

を追加する。